

## 福山市立大学数理・データサイエンス・A I 教育検討会議要綱

(目的及び設置)

第1条 文部科学省が推進する数理・データサイエンス・A I 教育に関する事項の調査、検討等を行うため、福山市立大学数理・データサイエンス・A I 教育検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査、検討等を行うものとする。

- (1) 文部科学省の数理・データサイエンス・A I 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）の申請に関すること
- (2) 前号を達成するために必要なカリキュラムの編成に関すること
- (3) その他数理・データサイエンス・A I 教育に関して会議が必要と認めた事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教務学生担当）
- (2) 教育学部教員 3人
- (3) 都市経営学部教員 3人
- (4) 学務課職員 1人

2 前項に掲げる者のほか、数理・データサイエンス・A I 教育に関する科目を担当する教員のうち副学長（教務学生担当）が指名する者を委員に加えることができるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 会議に、議長を置き、第3条第1項第1号の副学長（教務学生担当）をもって充てる。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

(事務)

第6条 会議の事務は、事務局学務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。